

報徳仕法における家屋普請について 日光神領内の轟村を例にして

吉 田 純 一

**House-building in the enterprise of the restoration
of farm villages by Sontoku Ninomiya
a case of the Todoroki-village in the Nikko
district of Simostuke province**

Junichi YOSHIDA

At the end of Edo period, Sontoku Ninomiya (1787~1856) tried some enterprises of the restoration of the farm villages in Kanto district. He restored the ruined fields and improved the agricultural products, and the other side he adapted various plans in order to improve the farmers' life and their volition of the works.

This paper is the study on the house-buildings in his enterprises of the Todoroki village in the Nikko district from 1855 to 1866 and examines the farmers' house at the end of Edo period.

1. 緒 言

江戸後期から幕末にかけて、日本各地の農村は天明・天保の大飢饉をはじめとして相次ぐ飢饉にみまわれ、荒廃の一途をたどっていた。幕府や諸藩は財政の安定・確保を求めて各種の勧農政策を打ち出し、農業生産の増大を目指んだが、疲弊し切った農民の生産意欲を向上させ、荒廃した農村を復興することは決して容易なことではなかった。

こうした状況の中あって、二宮尊徳が幕府や小田原藩の命を受けて関東各地で行なった農村復興事業すなわち報徳仕法はかなりの成果をあげた数少ない事例の一つであり、特質すべきものであった。

尊徳は文政5年（1822）の下野国桜町領内での仕法を皮切りに、天保～弘化年間（1829～1849）には同国内の茂木領27ヶ村（天保6年～9年）や烏山領（天保8年～）、常陸国の青木村（天保2年～10年）、谷田部村42ヶ村（天保6年～9年）、下館領（天保14年～嘉永5年）、小田原領（天保8年～弘化3年）、相馬藩領（弘化2年～）などの仕法を相次いで行ない、嘉永6年（1853）からは下野国の日光神領内89ヶ村の仕法を手掛けることになった¹⁾。日光神領の仕法は二宮尊徳が自

ら希望していたもので、尊徳が行なった数多くの仕法の中で、最後のかつ最大規模のものであり、いわば報徳仕法の集大成といえるものである。この仕法の実施に先立ち、弘化元年～3年（1844～46）にかけて84冊にものぼる日光仕法の雛形書を作成して幕府に提出していることは、尊徳のこの仕法に対する意欲を窺わせるものである。彼は仕法途中にして死去した²⁾が、この雛形書があったことによって、彼の子弥太郎や門下人達が仕法を続行することができたともいえる。

報徳仕法の目的は荒地と化した田畠を旧状に復したり、開発しながら（荒地の起返）、農産物、特に幕藩体制の財政・経済の基盤であった米の収穫高を増大させることにあった。尊徳はこの目的達成のためには、単に農民に労働を課すだけでなく、農民生活を向上させ、農民の農業への意欲を高めることの大切さを重視し、出精人の表彰や困窮者の救済、潰家の再興、家屋普請の援助、無利息金の貸付などの諸事業を実施している。つまり、報徳仕法の中に今日の福祉事業的側面を窺うことができる。こうした方策をとることによって農民の心を捉えたことが報徳仕法を成功に導いた一因にもなったのである。

本稿では日光神領内89ヶ村の中でも、とりわけ仕法に熱心であったため、一村全体の復興を目指す一村式仕法のモデル村に選ばれた轟村における家屋普請の事例を検討しながら報徳仕法の福祉事業的一面を明らかにしていきたい。合わせて建築史的立場から幕末における農民の家屋の実態をも解明することを目的としている。

2. 轟村の窮状

轟村（現在栃木県今市市域）は報徳仕法役所が存在した今市宿から東方約6キロメートルにあつた村で、安政2年（1855）から慶応2年（1866）までの約12年間にわたって集中的に仕法が実施された。

『安政二乙卯年八月 日光御神領轟村荒地起返難村旧復之御仕法向願書写³⁾』は、轟村の名主五右衛門以下25名の村民が連名で、村内の窮状を書き上げ、二宮金次郎（尊徳）とその子弥太郎宛てに仕法を願い出た書付の控である。

「（前略）私共村方高貳百拾壹石六斗四升四合、古へは家数五拾軒と申傳候得共、連々人少困窮仕、或は逃去り、又は死潰、家數人別共相減、荒畠多分に出来、當時漸家数貳拾五軒、夫とても去ル天保已申兩年之飢饉之節、弥増極難に落入、無餘儀他村出稼等にて、相凌候様之儀故、自然と御田地龐作に罷成、此儘相流候はゞ、退轉にも可及哉と歎息仕、村方立直度精々仕候得共、何分行届兼、途方暮、當惑罷在候處（後略）」

これによると、轟村は211石余の村高をもち、古くは50戸の家が存在していたが、困窮のため逃亡や死潰れた家も多く、安政2年（1855）当時は25戸しか存していないこと、こうした家数の減少に伴ない、荒畠・荒田が増えていること、そして当時存していた25戸の家も、天保4年（1833）や同7年（1836）の飢饉で困窮を極めていたことなどがわかる。

3. 家屋普請の内容

3-1) 普請仕法を受けた建物

轟村に関する仕法関係文書によると、普請仕法を受けた建物は本家と灰小屋である。後述するように、本家は長さ(桁行)7間半～8間半、よこ(梁間)4間で、建坪が30坪代の規模のものが多い。そしてたとえば安政4年(1857)の喜左衛門家の本家の普請関係文書⁴⁾に、

「居宅大破繕入用金被下取調之事

本家壹軒

轟村

此入用金貳両三分永八拾四文六分

是者同村喜左衛門居宅大破に相成、難澁之段歎願申立候に付手入普請致候」

とあるように、本家は居宅と同意で使われている。すなわち本家とは日常生活を行なう建物で、いわゆる住宅である。

一方、灰小屋はその呼称からみて灰を貯蔵する小屋と考えられ、屋敷内に設けられていた付属屋である。灰は当時の農業にとって貴重な肥料であった。安政5年(1858)の與市家の灰小屋普請関係文書⁵⁾に

「一. 新灰小屋 長貳間 橫壹間半 與市

此入用金壹両貳朱永六拾文壹分

是者灰小屋大破に相成、自力普請心懸候得共困窮之中何分不行届、難渋罷在

候處御普請被下之事」

とあり、灰小屋が大破したため使えず難渋していた様子が知られる。つまり灰小屋は当時の農家にとって欠くことができないものであった。

後述のように、長さ2間、よこ1間半、建坪3坪ほどの灰小屋が多くみられる中で、長さ4間、横2間で8坪に及ぶ大きな灰小屋もある。これらは単に灰の貯蔵だけでなく、農作業小屋あるいは農具や農作物の貯蔵用小屋としても使われていたのであろう。

3-2) 普請の種別

轟村に関する仕法文書の中から、普請の種別を示す言葉を探すと、(イ)「新家作」、「古家建替(建替家)」、「新灰小屋普請」(ロ)「本家繕」、「居宅繕」、「本屋御手入」、「古灰小屋普請」(ハ)「屋根葺」、「家根葺替」、「屋根葺」の3種に大別できる。

(1)新築・建替

(イ)の「新家作」は、後掲の表-2に示す⑦伴七家や⑨金助家、⑩助次郎家の各本家に関する普請関係の文書⁶⁾にみられる。これらは、仕法以前に潰家となっていた家に新たに人を迎かえて再興された家である。報徳仕法ではこの方策を潰式取立と呼んでいる。したがって「新家作」は潰式取立に伴なう本家の新築を含んでいる。なお表-2の⑪音吉家も潰式取立によって再興された家であるが、当家に限って「古家建替」あるいは「建替家」という言葉がみられる。これは「潰百

姓御取立古家買求代金並諸入用取調之事 一. 古家建替, 長八間 横四間 壱軒 潤幸助式 音吉とある⁷⁾ように, 音吉家の本家が古家を買い求めて建てられたためである。

これらに対し「新灰小屋普請」は, その入用金調帳⁸⁾に柱や梁の各種材料代, 釘代, 大工手間代などがみられることから灰小屋の新築をさしていることがわかる。

したがって(イ)の3つの用語は, それぞれ本家と灰小屋によって使い分けられているが, 建物全体を建てるという意味では共通しており, 新築・建替としてまとめることができる。

(2) 修理

(ロ)の「本家繕⁹⁾」や「居宅繕¹⁰⁾」「本家御手入¹¹⁾」はいずれも本家の部分的な修理・修繕を示している。このことは, これらの入用金が多くても金30両に満たず, 前述の本家新築の場合の金60両余に比べて半分以下であることからも窺えるであろう(表-1)。一方, 「古灰小屋普請」¹²⁾は先の「新灰小屋普請」に対比でき, 灰小屋の部分的修理を示しているとみられる。本家の場合と同様, 灰小屋新築に比べて, 「古灰小屋普請」の入用金は半分以下に納まっている。

すなわち(ロ)の3用語は本家もしくは灰小屋の部分的な修理を示すものである。

(3) 屋根替

(ハ)の「屋根替¹³⁾」「家根葺替¹⁴⁾」「屋根葺¹⁵⁾」は本家と灰小屋の区別なく使われており, 言葉通りいずれも屋根茅(麦・藁)の葺替を意味している。

以上のように, 普請の内容をみると(1)新築・建替, (2)修理, (3)屋根替の3種に区分できる。これらは個別になされている場合がほとんどであるが, 元治元年(1864)の音吉家, 慶応元年(1865)の熊次郎(與市)家と七藏家, 重左衛門(太左衛門)家の場合は, いずれも「本家御手入並屋根替」とあって¹⁶⁾, 部分的な修理と屋根替が同時に実行なわれている。

3-3) 轟村内の家屋普請の内容

以上みてきたように, 轟村で行なわれた家屋普請の内容は, まず対象となった建物が本家と灰小屋であること, そしてそれに(1)新築・建替, (2)修理, (3)屋根替の種別があったことが指摘できる。

こうした区分に基づいて, 安政2年(1855)から慶応2年(1866)までの12年間に轟村で行なわれた家屋普請を一覧したのが表-1である。

12年間に実施された家屋普請は延べ46件に及んでいる。それらは本家普請が21件, 灰小屋普請が25件で, 両者の件数はほぼ近似している。また新築・建替は本家が6件, 灰小屋が8件, 修理は本家が6件, 灰小屋が2件, 屋根替は本家が13件, 灰小屋が11件であり, 屋根替普請が最も多く, 全体の半数を越している。

4. 家屋普請仕法を受けた家

次に12年間の仕法期間中に村内に存在していた各家ごとに家屋普請を受けた状況を示したのが表-2である。

報徳仕法における家屋普請について

表一 1 普請の内容と家屋規模

普請の種類	家名	家屋の規模		入用金額		備考		
新築・建替	音吉 (安政3年)	8間×4間	32坪	金6両3分	永55文2分	瀆幸助式取立 古家買求	6件	
	豊吉 (安政4年)			金15両2分	永17文2分	瀆源右衛門式取立		
	與左衛門(慶応元年)	7.5間×4間	30坪	金40両3分2朱	永7文5分	建替		
	伴七 (")	7.5間×4間	30坪	金61両2分	永26文2分	"		
	金助 (")	7.5間×4間	30坪	金66両1分2朱	永45文2分	瀆弥八式取立		
	助次郎 (")	7.5間×4間	30坪	金66両2分	永75文6分	瀆甚右衛門式取立		
修理	喜左衛門(安政4年)	8間2.5尺×4間2尺	36.5坪	金2両3分	永84文6分		6件	
	甚兵衛 (文久元年)			金2両1朱	永48文6分			
	伊勢吉 (")	8間×4間	32坪	金8両2分	永2文8分	<含屋根替>		
	熊次郎 (慶応元年)	8間×4間	32坪	金26両2分	永45文5分	< " >		
	七藏 (")	7.5間×4間	30坪	金28両1分2朱	永37文3分	< " >		
	重左衛門(")	7.5間×4間	30坪	金28両2分2朱	永56文8分	< " >		
本家の普請	七藏 (安政2年)	7.5間×4間	30坪	金5両1朱	永77文1分	出精奇特人の入札者上位3人	13件	
	太左衛門(")	7.5間×4間	30坪	金4両1朱	永36文9分			
	與市 (")	8間×4.5間	36坪	金4両1分1朱	永54文6分			
	甚兵衛 (安政3年)	6間5尺×3.5間	24坪	金3両	永56文7分	出精奇特人の入札者上位3人		
	喜左衛門(")	8間2.5尺×4間2尺	36.5坪	金4両	永44文7分			
	弥右衛門(")	8.5間×4間5.5尺	42坪	金4両1分2朱	永62文7分			
	長左衛門 (安政4年)	7.5間×4間	30坪	金3両3分	永19文3分	出精奇特人の入札者上位3人(但、吉郎兵衛家は遅れて実施)		
	清左衛門(")	7.5間×4間2尺	32.5坪	金3両3分	永14文1分			
	吉郎兵衛(萬延元年)	7.5間×4間	30坪	金1両3分	永14文2分			
	福蔵 (文久2年)	8.5間×4間	34坪	金2両2分	永24文1分			
	茂吉 (元治元年)	7.5間×4間	30坪	金2両3分	永87文			
	藤右衛門(慶応2年)	7.5間×4間下々屋2坪	32坪	金5両2分	永32文7分			
	彦左衛門(")	9間×5間	45坪	金8両2分2朱	永60文7分			
	與市 (安政5年)	2間×1.5間	3坪	金1両2朱	永60文1分	25件		
	七藏 (")	2間×1.5間	3坪	金1両2朱	永101文6分			
	音吉 (")	2間×1.5間	3坪	金1両2朱	永18文			
	武右衛門(安政6年)	3間4尺×2間2尺	8.5坪	金1両1分	永91文1分			
	彦左衛門(")	4間×2.5間	10坪	金2両2朱	永99文4分			
	鉄蔵 (元治元年)	4間×2間	8坪	金1両1分2朱	永43文6分			
灰小屋の普請	金助 (慶応元年)	2間×1.5間	3坪	金3両1分	永111文1分	潰式取立	8件	
	助次郎 (")	2間×1.5間	3坪	金3両1分	永118文5分			
	甚兵衛 (安政5年)	2間×1.5間	3坪	金2分	永79文4分			
	藤右衛門(")	3間×2間	6坪	金2分	永52文4分			
	喜左衛門(安政2年)	3間×2間	6坪	金1分2朱	永34文	11件		
	吉郎兵衛(")	4間×2間	8坪	金1分	永35文1分			
	福蔵 (")	2間×1.5間	3坪	金2朱	永66文9分			
	與左衛門(")	2間×1.5間	3坪		永106文9分			
	彦右衛門(")	3間×1.5間	4.5坪	金2朱	永53文2分			
	定七 (")	3間×1間4尺	5坪	金2朱	永53文2分			
	亀太郎 (萬延元年)	4間×2間	8坪	金2分2朱	永34文3分			
	伊勢吉 (元治元年)	2.5間×2間	5坪	金1分	永83文3分			
	甚兵衛	2間×1.5間	3坪	金2分2朱	永39文1分			
	藤右衛門	3間×2間	6坪	金1両2朱	永67文6分			
	重左衛門	4.5間×2間	9坪	金1両1分	永31文8分			

4-1) 仕法開始時に存在していた家

前述したように安政2年（1855）の仕法開始時に轟村に存在していた家は25戸である。これらは表一2に示す①～㉕までの各家である¹⁷⁾。これら25戸のうち、ほゞ7割近くの17戸が少なくとも1回は家屋普請仕法を受けている。名主を勤めている五右衛門（五郎左衛門）家はこの17戸の中に含まれていないが、年寄役の彦右衛門家・七蔵家、百姓代役の藤右衛門家・喜左衛門（藤兵衛）家・吉郎兵衛（磯七）家・弥右衛門（喜三郎）家などはこの17戸の中にみられる¹⁸⁾。したがってこうした村役を勤めた有力な家でさえも家屋普請仕法を受けねばならなかつたほど村内は貧困にあつたことがわかる。

また普請仕法を受けた17戸の中でも、甚兵衛家(①)が本家の屋根替と修理ならびに灰小屋の屋根替と修理の合わせて4度の家屋普請を受けているのをはじめとし、與市(熊次郎)家(②)など5戸が都合3度、吉郎兵衛(磯七)家(⑦)など4戸が2度ずつ仕法を受けていて、17戸が受けた家屋普請仕法は延べ34回に及んでいる。

4-2) 潰式取立て再興された家

報徳仕法における農村復興事業の方策の一つとして前述した潰式取立てがある。轟村内でこの潰式取立てによって再興された家は表一2に示す㉖～㉩までの5戸である。㉖の音吉家は潰家となっていた幸助家を継いだ家であり¹⁹⁾、㉗伴七家は潰長右衛門家を²⁰⁾、㉙金助家は潰弥八家を、㉩助次郎家は潰甚右衛門家をそれぞれ再興した家である²¹⁾。これら4人はいずれも轟村の近隣他村に居住していた者で、まず轟村の村民たちが潰式の後継者としてふさわしい者を選出して報徳役所に推薦し、役所の承認を得て村内に迎えられた²²⁾。ただし潰源右衛門家を再興した㉧豊吉は村内の名主五右衛門の二男であった²³⁾。これら5人のうち伴七については明らかでないが、他の4人は潰式取立てと同時に本家の新築・建替普請を受けている。そして音吉と豊吉はその2年後に、金助と助次郎は本家と一緒に、それぞれ灰小屋の新築普請も受けている。したがってこれら4家はいずれも本家と灰小屋を建ててもらった訳である。

さらに音吉家は元治元年（1864）に本家の屋根替・修理と灰小屋の屋根替を受け、豊吉家も慶応2年（1866）に本家の屋根替を受けている。そして取立て時の様子はわからない伴七も慶応元年（1865）に本家建替普請を受けている。以上から潰式取立てによって再興された5戸はすべて家屋普請を受けていて、これら5戸に施された家屋普請は延べ11回を数える。

4-3) 家屋普請仕法を受けた家

仕法開始時に存在していた25戸に潰式取立てによって再興された5戸を加えると、安政2年～慶応2年の仕法期間中に村内に存在していた戸数は30戸になる。そしてこのうちの22戸が少なくとも1回は家屋普請仕法を受けたことになり、その比率は73%である。すなわち轟村では12ヶ年の仕法期間中には、4戸のうち3戸の割合で家屋普請を受けたことになる。

なお表一2から明らかなように、家屋普請は、安政2年（1855）から同5年（1858）にかけてと元治元年（1864）から慶応2年（1866）にかけて多く実施されていて、仕法開始期と終了期に集中していたことがわかる。

報徳仕法における家屋普請について

表一 2 轟村内の各家の本家、灰小屋の普請状況

年号 家名	安政2年 (1855)	安政3年 (1856)	安政4年 (1857)	安政5年 (1858)	安政6年 (1859)	萬延元年 (1860)	文久元年 (1861)	文久2年 (1862)	文久3年 (1863)	元治元年 (1864)	慶応元年 (1864)	慶応2年 (1866)	備考
①甚兵衛													
②與市		■ 本・屋			○ 灰・修			■ 本・修			● 灰・屋 (龜太郎)		
③七藏		■ 本・屋			● 灰・建						■ 本・屋・修		年寄
④藤右衛門											● 灰・屋	■ 本・屋	
⑤喜左衛門	● 灰・屋	■ 本・屋	■ 本・修	□ (藤兵衛)									百姓代(安政5, 慶応元)
⑥太左衛門											■ 本・屋・修・灰・屋		百姓代(安政2~3, 元治元~慶応2)
⑦吉郎兵衛	● 灰・屋					■ 本・屋					● (礪七)		百姓代(文久元)
⑧清左衛門			■ 本・屋								● (鐵藏)		
⑨與左衛門	● 灰・屋										■ 本・建		
⑩福蔵	● 灰・屋						■ (茂吉)		■ 本・屋				
⑪恵之助											■ 本・屋		
⑫彥右衛門	● 灰・屋										● (弥兵衛)		年寄
⑬武右衛門					● 灰・建								
⑭定七	● 灰・屋												
⑮長左衛門			■ 本・屋								● (喜三郎)		百姓代(萬延元)
⑯弥右衛門		■ 本・屋											
⑰龜太郎					● 灰・屋						● (五郎左衛門)		五右衛門・五郎左衛門はともに名主
⑲五右衛門													年寄
⑳徳右衛門													年寄
㉑吉左衛門													百姓代(安政4~6)
㉒伊右衛門													
㉓次郎右衛門											● (仙吉)		
㉔傳左衛門													
㉕佐右衛門											● (覺右衛門)		
㉖亀吉											● (伊勢吉)		漬幸助式
㉗音吉		■ 本・屋		● 灰・建					■ 本・屋・修・灰・屋				漬長右衛門式
㉘伴七		— ? —									■ 本・建		漬源右衛門式(豊吉は名主五右衛門の二男)
㉙豊吉				● (彦左衛門)							■ 本・屋		漬弥八式(金助は吉沢村の清二郎二男)
㉚金助				■ 本・建	● 灰・建						■ 本・建・灰・建		漬善右衛門式(助次郎は今市宿近江屋仁右衛門家抱)
㉛助次郎											■ 本・建・灰・建		
村内戸数	(25戸)	(27戸)	(28戸)								(29戸)		

上記において、本は本家、灰は灰小屋、建は建替または新築、屋は屋根替、修は修理をさす。〈 〉内の名前は世代の対代を示す。

5. 家屋普請仕法の動機・原因

家屋普請仕法が実施された原因としては、まず第一に困窮者の救済がある。生活が貧しく、自力で家屋普請が行なえなかった者に対する実施である。以上にみてきた家屋普請の大半がこの例で、たとえば安政4年（1857）に行なわれた喜左衛門家（⑤）の本家修理に関する文書²⁴⁾に次のようにあることからも窺えよう。

「（前略）住家大破に及、何れか手入仕度心懸候得共、年来之困窮、何分自力に及兼歎息罷在候處、別段之、御憐愍を以、前書之通御修覆被成下置（後略）」

これら家屋普請は多くの場合、村民たちが役所へ嘆願し、役所が検討して実施された。たとえば慶応元年の熊次郎家（①）などの本家の修理・屋根替に関して「（前略）居宅大破に及び、雨露之凌も出来兼、難渋之趣申立候ニ付、本家手入普請取計候事」とある²⁵⁾。また報徳役所の役人が廻村中に窮状を見かね、家屋普請を願い出るように進言したこともあった。

続いて第二には先述した潰式取立に伴なって実施された家屋普請がある。これについてはすでに詳述したが、簡単に記せば、潰家を再興して新たに家を継承する者に対してなされた本家や灰小屋の普請である。なおこの時には鍬や鎌などの農具ならびに収穫時までの夫米も施されている。

第三は年間を通して農業に精を出した出精者に対する褒美として行なわれた家屋普請がある。そして出精者の選出は村民同志の投票によってなされており²⁶⁾、厳格な身分制度が守られていた封建体制下にあって、投票による選出方法がとられていたことは注目されよう。この投票による選出方法は「入札」と呼ばれ、轟村では安政2年（1855）から同4年（1857）にかけて年1回ずつ計3回行なわれた。そしてそれぞれ上位3名に対して家屋普請が実施された²⁷⁾。表一1の本家普請の屋根替の項に示した七蔵家から吉郎兵衛家までの9例がこの例である。投票はいずれも記名投票であったが、名主や年寄、百姓代といった村の有力者が多く選出されたという傾向は認められず、選挙は公正・民主的に行なわれていた様である。そして、この投票の際には報徳役所の役人が出向して立合っている。

6. 幕末における轟村の家屋について

次に仕法関係文書ならびに慶応元年（1865）に潰式取立として建設され、今も残存している旧金助家本家の実測調査結果も合わせて検討しながら、建築史の立場から幕末における轟村内の家屋の様相について考察する。

6-1) 本 家

前述したように家屋普請仕法を受けた建物は本家と灰小屋である。本家は居宅とも呼ばれていて、いわゆる日常生活を行なう住宅である。仕法を受けた各家の本家の規模は前掲表一1に示す通りである。最も大きいのは彦左衛門家の本家で、長さ9間、よこ5間、建坪が45坪である。それに続くのは弥右衛門家の本家で8間2尺5寸×4間5尺5寸、建坪42坪である。前者は名主五左衛門の二男豊吉がおこした家、後者は百姓代を勤めた家であり、村内では上層の民家である。

名主の五左衛門家の本家規模は不詳であるが、家柄を考慮すればあるいはこれら2家よりもっと大きかったことが考えられる。

これに対して最小規模は甚兵衛家の本家で、長さ6間5尺、よこ3間半、建坪が24坪である。しかし以上の3例を除けば大半が長さ7間半～8間、よこ4間前後で、建坪はいずれも30坪代である。したがって轟村の各家の本家は規模の点で際立った相違は認められない。中でも長さ7間半、よこ4間で建坪30坪の本家が多く、潰式取立によって建てられた金助・助次郎・伴七の各本家も揃ってこの規模をもっていることから、幕末期の轟村にあって長さ7間半、よこ4間、建坪30坪の規模をもつ本家が最も一般的・標準的なものであったとみなすことができる。

6－2) 灰小屋

一方、家屋普請仕法を受けた各家の灰小屋の規模をみると、本家の場合と同じように彦左衛門家の灰小屋が最も大きく、長さ4間、よこ2間半、建坪10坪である。続いで9坪（重左衛門家）や8坪半～8坪の規模をもつ灰小屋も数例みられる。最小は長さ2間、よこ1間半、建坪3坪であるが、この3坪の例が最も多い。そして潰式取立仕法によって建てられた音吉・金助・助次郎の各家の灰小屋もすべてこの中に含まれており、長さ2間、よこ1間半、建坪3坪が当時の轟村における灰小屋の標準的規模であったとみることができよう。

轟村の仕法関係文書にはこの灰小屋以外に付属屋をさす建物名は見い出せないが、他地域の例からみて、名主の五左衛門家や年寄、百姓代など上層の農家は他に土蔵や蔵などの付属屋を備えていたであろう。しかし、一般の農家は灰小屋の他には付属屋を持っていなかったと考えられる。なぜならば、後述するように潰式取立仕法による金助家と同様に馬屋や便所を本家内の土間の一画に設けられていたと考えられるからである。

6－3) 金助家の本家

慶応元年(1865)に潰式取立仕法を受けて建てられた金助家²⁸⁾と助次郎家²⁹⁾の本家はともに当地に現存している。

すでにみたように両家の本家規模は長さ7間半、よこ4間で全く同じであり、両家の普請文書³⁰⁾を比較しても柱などの各部材の寸法・数量・材種・入用金などはほとんど一致している。そして実測調査からも両家の間取りや構造などにはほとんど違いがないことが確認できた³¹⁾。したがって、こゝでは今市市の指定を受け復原保存されている金助家の本家を例示しながら潰式取立仕法によって建設された本家を具体的に検討していく。

金助家の本家の外観は写真一1に示す通りである。屋根は茅葺・寄棟造で、棟は鉄板で覆われ、その中央に煙出しの腰屋根が付いている。手前が土間部でその正面に潜り戸をもつ1間幅の大戸を構え、出入口になっている。大戸脇の突出部は今は風呂桶が置かれ、風呂場としているが、当初はここが便所であった³²⁾。その後方には縁がみえる。雨戸は縁の内側すなわち部屋境に取り付いており、縁は濡縁になっている。

図一1は平面図である。桁行7間半、梁間は表側の縁を含めて4間であるから建坪は30坪であり、仕法文書に記されている規模と一致している。内部は土間と床上部からなるが、右手の土間



写真-1 金助家の本家外観

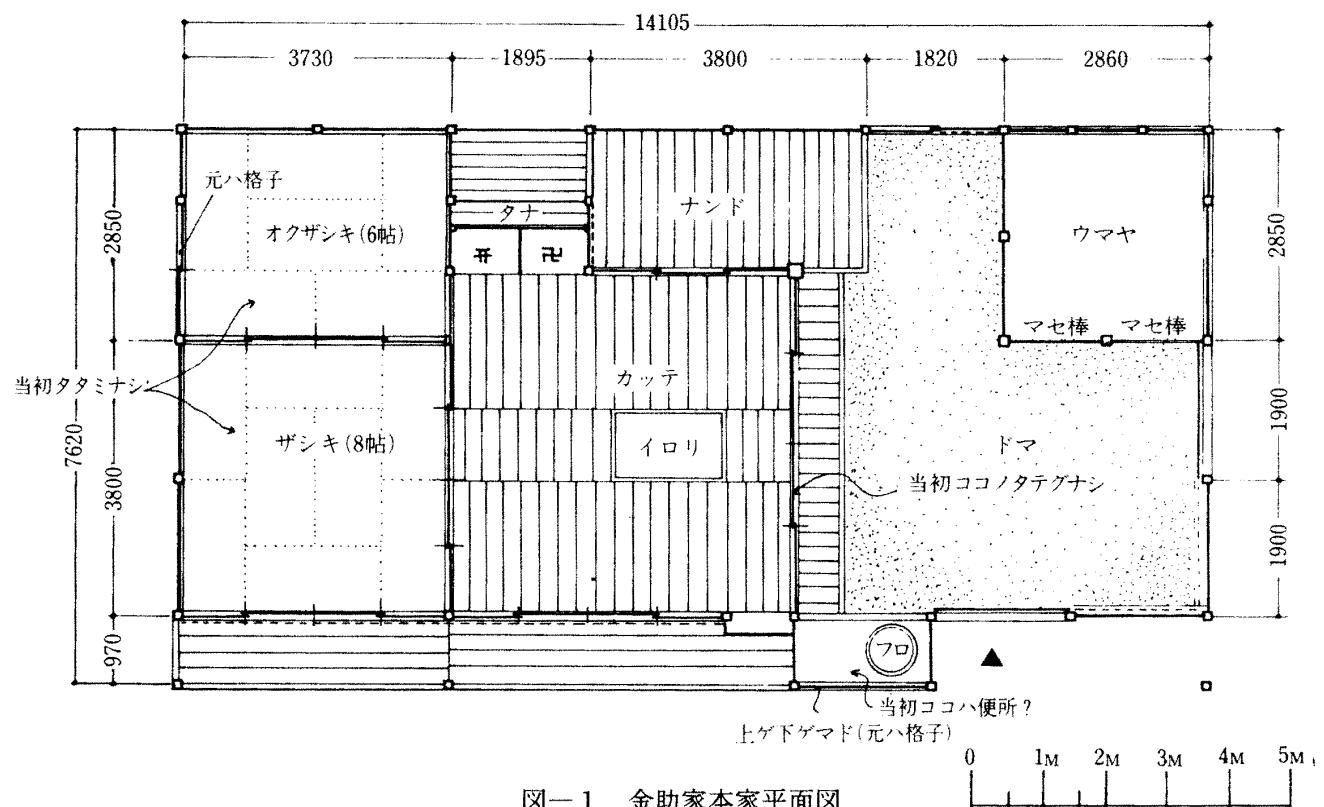


図-1 金助家本家平面図

は桁行3間、梁間3間半で、10坪半の広さをもち、その後方の一画に1間半四方のウマヤが設けられている。床上部はカッテ（12帖半大）、ナンド（4帖大、一部ドマに張り出す）、ザシキ（8帖）、オクザシキ（6帖）の4室からなり、喰違い四間取の平面形式をとっている。ドマ沿い表側のカッテは2間半四方の広い室で、ほぼ中央にイロリを切り、後方に仏壇・神棚を祠っている。この部屋は日常生活の中心になる部屋で、天井はなく、床は板敷（写真-2参照）である。創建当時はドマとの境に建具がなく、開放のままであった³³⁾。カッテの後方はナンドと呼ばれている。ナンドとは寝室の意であるが、この部屋は位置からみると今日の台所に相当する部屋であり、室名には疑問が残る。上手表側のザシキは当住宅において最も上格の部屋で、接客用あるいは主人

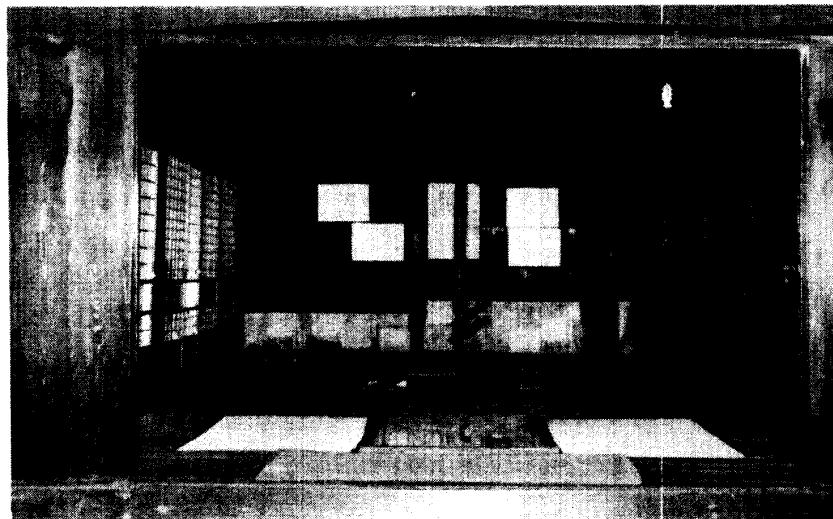


写真-2 金助家の本家 内部 (ドマよりカッテ, ザシキを見る)

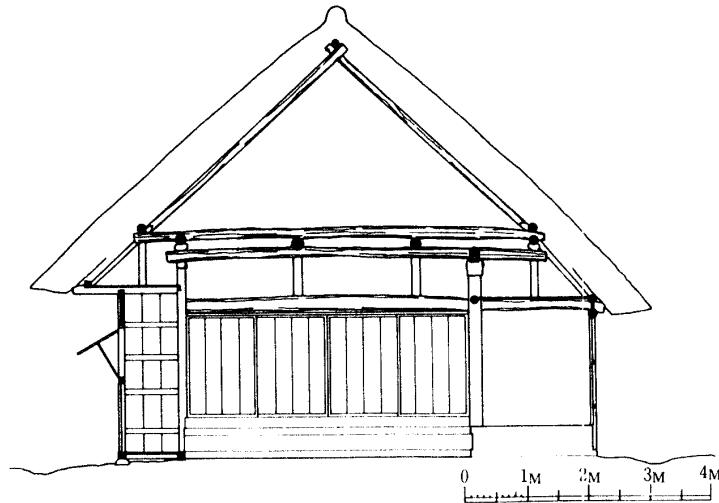


図-2 金助家本家断面図 (土間・床上境)

の寝室に使われていたと考えられる。しかし床の間などの座敷飾はなく、天井もなく、当初は畳も敷かれていなかった。この奥にあるオクザシキは、呼称からみるとザシキより上格の部屋であるが、当初は畳がなく、格子窓の開口部が取り付くだけで、閉鎖的であり、むしろこの部屋がナンドであった可能性が強い。

金助家の本家の概要は以上の通りで、これから漬式取立仕法によって建設された本家の様子を具体的に知ることができよう。

既述したように金助家の本家がもつ長さ7間半、よこ4間、建坪30坪という規模は、当時の轟村における標準的なものである。また当家の構造を見ても(図-2)，梁行方向に2重に梁を架ける構法などは栃木県内に残る近世民家に一般的に認められる³⁴⁾。したがって金助家の本家が漬式取立仕法によって建設されたとはいいうものの、間取りや構法などは当時のこの地域の民家の手法を採り入れて建設されたと考えてよい。すなわち金助家の本家は単に漬式取立仕法による遺構として貴重であるだけでなく、幕末において轟村に一般的にみられた本家の様態を留めている遺構

としても重要な価値をもっていることが指摘できる。

7. 結 語

安政2年（1855）から慶応2年（1866）にかけて行なわれた日光神領内の轟村でなされた一村式仕法における福祉事業的一面を家屋普請を通して検討してきた。明らかになったことを要約すれば次の通りである。

轟村における家屋普請仕法は本家すなわち住宅と灰小屋に対して行なわれ、それぞれ新築・建替、修理、屋根替の3種に大別できる。その件数は12年間で延べ46回を数え、仕法開始時に存在した25戸のうち17戸が少なくとも1度は普請仕法を受け、仕法期間中に潰式取立によって再興された5戸を含めると、村内30戸の約73%にあたる22戸が仕法の援助を受けた。

こうした家屋普請は貧困のため自力普請ができない者に対する困窮者の救済としてなされた場合が多いが、潰式取立に伴なって実施された例と、さらに出精者に対する表彰として行なわれた例もある。そしてこの出精者の選出に村民による投票制が採用されていたことが注目される。

一方、建築史的立場からは、幕末における轟村の各家の本家は桁行7間半～8間、梁間4間で建坪30坪代が標準的・一般的規模であり、灰小屋は最大でも10坪以下で桁行2間、梁間1間半、建坪3坪の例が最も多いこと、そして潰式取立仕法で慶応元年（1855）に建設され、現存している金助家の本家が潰式取立仕法による遺構としてだけでなく、幕末における轟村の各家の本家の様態を留める遺構としても貴重なものであることなどを指摘した。

註

- 1) 尊徳が各地で行なった仕法については、児玉幸多編『日本の名著26、二宮尊徳』中央公論社、昭和54年、他による。
- 2) 轟村での一村式仕法が開始された翌年の安政3年（1856）10月20日に病死した。
- 3) 『二宮尊徳全集 第28巻』（龍溪書舎）

以下で取扱う仕法関係文書も『同全集 第5巻、第28巻～第31巻』に所収されているものである。
- 4) 『從安政四丁巳年正月至同年十二月、日光御神領村々荒地起返難村旧復御仕法入用米金請払取調帳 御普請役二宮金次郎 同格見習二宮弥太郎』
- 5) 『安政五戊午年十二月 新古灰小屋御普請被下入用取調書上帳 日光御神領野州河内郡轟村』
- 6) たとえば伴七家の本家について『慶応元乙丑年八月 新家作被下請色御入用取調書上帳 日光御神領野州河内郡轟村』の冒頭に「新家作被下諸色御入用取調之事 一. 本家長七間半 壱軒 伴七」とある。
- 7) 『安政三丙辰年三月 潰百姓御取立家作被下諸色入用取調書上帳 日光御神領野州河内郡轟村』
- 8) たとえば武右衛門家や彦左衛門家の灰小屋に関する『安政六己未年十二月 新規灰小屋御普請被下入用金取調書上帳 日光御神領野州河内郡轟村』において確かめられる。
- 9) 『安政四丁巳年十一月 本家御繕諸色御入用取調書上帳 日光御神領野州河内郡轟村』他
- 10) 『文久元辛酉年三月 居宅繕普請諸色入用金取調書上帳 日光御神領野州河内郡轟村』他
- 11) 元治元申子年四月 本家御手入並屋根替被下諸色御入用取調書上帳 日光御神領野州河内郡轟村』他
- 12) 註5に示した『安政五戊午年十二月 新古灰小屋御普請被下入用取調書上帳』の中で藤右衛門家や甚兵衛家の灰小屋に関して「古灰屋」とある。

報徳仕法における家屋普請について

- 13) 『萬延元庚申年十二月 屋根替被下諸色入用取調書上帳 日光御神領野州河内郡轟村』他
- 14) 『萬延元庚申十二月 灰小屋家根替被下諸色入用取調書上帳 日光御神領野州河内郡轟村』他
- 15) 『文久二壬戌年十二月 屋根葺諸色入用取調書上帳 日光御神領野州河内郡轟村』他
- 16) 註11参照
- 17) なお②亀吉家は慶応元年・同2年の仕法関係文書に名前が見当たらず、絶家したと考えられる。
- 18) たとえば『安政二乙卯年四月、荒地起返反別並賃金取調書上帳 日光御神領野州河内郡轟村』の末尾に「百姓代喜左衛門、年寄彦右衛門、名主五右衛門」とある。表一2備考欄の各村役人は各年の仕法関係文書をもとに示している。
- 19) 『安政三丙辰年三月 潟百姓御取立家作被下諸色入用取調書上帳 日光御神領野州河内郡轟村』
- 20) 『安政三丙辰年九月 農業出精人屋根替被下人選入札取調書上帳 日光御神領野州河内郡轟村』において、伴七は「安政三辰年漬長右衛門式之」と註記されている。
- 21) 『慶応元乙丑年八月 日光御神領轟村漬式相続人御取立願書写』
- 22) 註21と同じ
- 23) 『安政四丁巳年十二月 日光御神領轟村荒地起返難村旧復御仕法入用米金取調帳』に
「(前略)
✓金拾五両貳分永拾七文貳分
是は源右衛門漬式断絶を深く相歎き、名主五右衛門二男豊吉を以、取立願出候に付、新家作料並夫食米御手当被下」とある。
- 24) 註9と同じ
- 25) 『從慶応元乙丑年正月至同年十二月 日光御神領荒地起返難村旧復御仕法入用米金請払取調帳 御普請役元
✓格二宮弥太郎』
- 26) たとえば『安政二乙卯年九月 本業出精奇特人屋根替被下人選入札取調書上帳、日光御神領野州河内郡轟村』他
- 27) 註26に示した安政2年分のものと同じ外題・内容をもつ安政3年9月付、安政4年11月付の文書が残されている。
- 28) 現在は市指定文化財として今市市の所有になっているが、旧所有者は大島弘氏であった。
- 29) 現在の所有者は孤塚好三郎氏で、今もなお住宅として使用されている。
- 30) 『慶応元乙丑年十一月、漬式御取立百姓本家灰小屋並夫食米農具被下諸色御入用取調書上帳 日光御神領野州河内郡轟村』
- 31) 西野和夫「幕末の報徳仕法による家屋普請に関する研究」昭和58年度、東京工業大学修士論文
- 32) 註30に示した文書に風呂の記述はない。そして現在風呂の正面に取り付く突き上げ戸が元は格子であったことが調査から推定できた。そして文書によると便所に格子が付いていたことから、この位置に便所があったと考えられる。
- 33) 土間・床上境の差物直下に取り付いている鴨居は柱との取り付きが雑で、後補のものである。しかも文書に記されている建具数からみても、この位置にたつ建具はなかったと判断できる。
- 34) 『栃木県の民家 民家緊急調査報告書』栃木県教育委員会、昭和57年

〈後記〉

註に示した各文書は、いずれも『二宮尊徳全集』(龍溪書舎)に所収されているものである。紙数に制限があり、文書名を示したのみで、内容を具体的に記載できなかったことをお詫びする。
なお本稿は、昭和58年度文部省科学助成(奨励研究)の補助を得て行なった研究の一部である。記して感謝する次第である。また資料の整理には、西野和夫氏(当時、東京工業大学大学院修士課程在学)の協力を得た。